

3月6日現在の

会員数 335

日本政策金融公庫

融資利率

普通貸付2.3~3.5%

(担保不要融資分)

マル経貸付 1.35%

(H27. 3. 6現在)

猪名川町商工会

IT情報誌

Bnet

第166号:2015/3/6

発行責任者 安井 一弘

3

March

TEL:766-3012 FAX:766-4531

Mail:inagawa@wit.ocn.ne.jp

小規模事業者持続化補助金公募開始されました

第1次受付締切3月27日(金) 第2次受付締切5月27日(水)

小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を国が補助する制度です。

(なお補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査されます。)

【補助上限額】:50万円(75万円以上の補助対象となる事業費に対し、50万を補助します。

75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。)

但し以下の場合には補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①雇用を増加させる取り組み
- ②従業員の処遇改善に取り組む事業者
- ③買い物弱者対策の取り組み

原則として個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万~500万となります。(連携する小規模事業者数によります。)

【補助対象経費内容】(下記以外にも展示会等出展費、開発費、資料購入費、専門家謝金等あり)

- ・広報費(販促用のチラシの作成・配布、販売用PR(広告)等)
- ・外注費(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修等)
- ・機械装置等費(新たなサービス提供のための製造・試作機械(3Dプリンター等)、生産販売拡大のための鍋・オープン・冷凍冷蔵庫等)

【申請に必要な書類】:申請書・経営計画書・補助事業計画書等と

法人は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)

個人は直近の確定申告書(税務署受付印のあるもの)が必要です。
詳しい公募要領や所定様式に関しては、下記HPからダウンロード

https://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=1902

もしくは猪名川町商工会(766-3012)までお問い合わせください。

※なお1次受付に申請する会員様におかれましては、書類申請の関係上遅くとも3月13日(金)までに一度商工会にご相談頂けます様よろしく願いいたします。

その他、国の補助金や支援策については同封の案内ちらしをご確認ください。

猪名川町経営者大学③について(3月24日(火)18時45分開始)

この度現役の番組プロデューサーにお越し頂き、中小企業がメディアに取材されるのに必要な情報発信の仕方について一緒に考えます。詳細及び申込は同封の案内ちらしをご確認ください。